

## 凡　　例

1. この調査は、神奈川県図書館協会が加盟施設等からの提供データを基にまとめたものである。
2. 原則として、2012年4月1日から2013年3月31日の実績を対象とした。
3. 加盟施設等からのデータ収集に際しては、原則として以下の記載基準とした。
  - \*実態がないもの（実施していない事業・所蔵していない資料等）の場合は空欄とする。
  - \*実態があり、カウントしているが0の場合は“0”とする。
  - \*実態はあるが、カウントしていない場合は“—”とする。
  - \*可否・有無の場合は可・有の場合のみ○を記入する。
4. 提供データが無回答の場合は空欄とした。
5. 以下の統計項目は、記載のとおりに編集した。

### A 全図書館共通

#### 2. 職員数・施設等

**専任職員** 2013年4月1日現在の専任職員数。館長（専任）を含む。ただし、分館において本館の図書館長が館長を兼ねる場合は、分館の職員数に計上しない。

**兼任職員** 図書館以外の職務が本務である兼任職員数（兼務の館長はこちらに計上）。

**非常勤等（委託・派遣）** 上記以外の職員数。図書館業務を行う者。指定管理者の職員も含む。  
委託・派遣職員等の労働時間数の換算は行わず、職員数の概数を記載。

**独立/併設** 独立した建物であるか否かを記載。

**建物規模** 建物全体の規模。

**使用階** 複合施設の場合は図書館が使用している階層。

**図書館占有延床面積** 図書館施設の占有延床面積。複合施設の場合は使用面積。

#### 4. 経費（千円単位）（専門図書館においては3. 経費）

**図書館資料費** 臨時の資料費を含める。（公共図書館においては、資料費として「住民生活に光を注ぐ交付金」を充てた場合等を含める。）

**その他図書館経費** 人件費等は除く。

**臨時の経費等** 施設整備費、各所営繕費などのうち経常的な経費を除いたもの全てを計上する。  
(公共図書館においては、「住民生活に光を注ぐ交付金」の交付を受け資料費以外の経費とした場合にはここに含める。)

### B 公共図書館・大学図書館共通

#### 5. 所蔵状況

##### (1) 図書資料

**日本十進分類別冊数** 「その他」には分類が別体系の図書、特殊コレクションなどを含む。

##### (2) その他の資料

**雑誌・新聞** 単位はタイトル数。

**CD-ROM** 視聴覚資料以外のCD-ROM、DVD-ROM等のタイトル数。

### C 公共図書館

#### 6. 開館日数・入館者・登録者状況

**奉仕対象人口** 2013年4月1日現在。

**開館日数・開館時間数** 2012年度の実績日数及び時間数。

**入館者数（貸出者数）** 貸出者数の場合は（ ）にて記載。

**個人貸出登録者数** 2012年度末の登録者総数。「有効登録者」は2012年度内に図書館を利用した登録者数。「児童」は小学生以下。「自治体外登録者」は広域利用協定等で登録している利用者数。

#### 8. その他のサービス状況

**レファレンス** 文書にはFAXを含む。

**相互貸借** 同一自治体内での貸出、借受を除く。

### D 大学図書館

#### 6. サービスの状況

**奉仕対象者** 2013年4月1日現在。

# 神奈川県図書館協会会則

## (名称及び事務局)

第1条 本会は神奈川県図書館協会（以下「協会」という。）と称し、事務局を会長の所属する施設におく。

## (目的)

第2条 協会は、県内図書館活動の振興を図り、文化の進展に寄与することを目的とする。

## (事業)

第3条 協会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 図書館に関する調査研究
- (2) 図書館活動の普及
- (3) 読書推進運動
- (4) 図書館職員の研修
- (5) 機関紙、その他の印刷物の刊行
- (6) 図書館相互の連絡協調
- (7) その他必要な事項

## (会員)

第4条 協会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 施設会員 県内の公共図書館、大学図書館、専門図書館、その他の施設とする。
- (2) 個人会員 協会の目的に賛同する個人とする。
- (3) 賛助会員 協会の目的に賛同する団体とする。

## (入会及び退会)

第5条 協会の会員になろうとするものは、入会を申込み、理事会の承認を得なければならぬ。なお、入会申込みの様式及び理事会の承認基準は別に定める。

2 退会しようとするものは、別に定める様式により会長に届け出るものとする。

## (役員)

第6条 協会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 17名以内
- (4) 監事 2名

2 事務局に次の職員をおく。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 書記 若干名

## (役員の任務)

第7条 会長は、協会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織する。

- 4 監事は、会計を監査する。
- 5 事務局長及び書記は、会長の命を受けて庶務に従事する。

(役職員の選出)

- 第8条 会長、副会長、理事及び監事は、総会で選出する。
- 2 事務局長及び書記は、会長が委嘱する。

(任期)

- 第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。
- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

- 第10条 協会に顧問をおくことができる。

- (1) 顧問は、会長の諮問に応じる。
- (2) 顧問は、総会で推挙する。

(会議)

- 第11条 会議は、総会及び理事会とし、施設会員で構成する。

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決定する。

(総会)

- 第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、年1回開催し、臨時総会は必要に応じて隨時開催することができる。
- 3 個人会員は、総会に出席し、発言することができる。

- 第13条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 会則の変更
- (4) その他必要な事項

(理事会)

- 第14条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 入会承認に関する事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(委員会)

- 第15条 協会の事業を推進するため、必要に応じ、委員会をおくことができる。
- 2 委員会については、別に定める。

(経費)

- 第16条 協会の経費は、分担金、会費、補助金、及びその他の収入をもってあてる。
- 2 分担金及び会費の額は、別に定める。

(会計年度)

第17条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は、昭和32年5月30日から施行する。

附 則

この会則は、昭和45年6月16日から施行する。

附 則

この会則は、昭和46年4月16日から施行する。

附 則

この会則は、昭和56年2月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成2年4月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成3年4月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年4月24日から施行する。